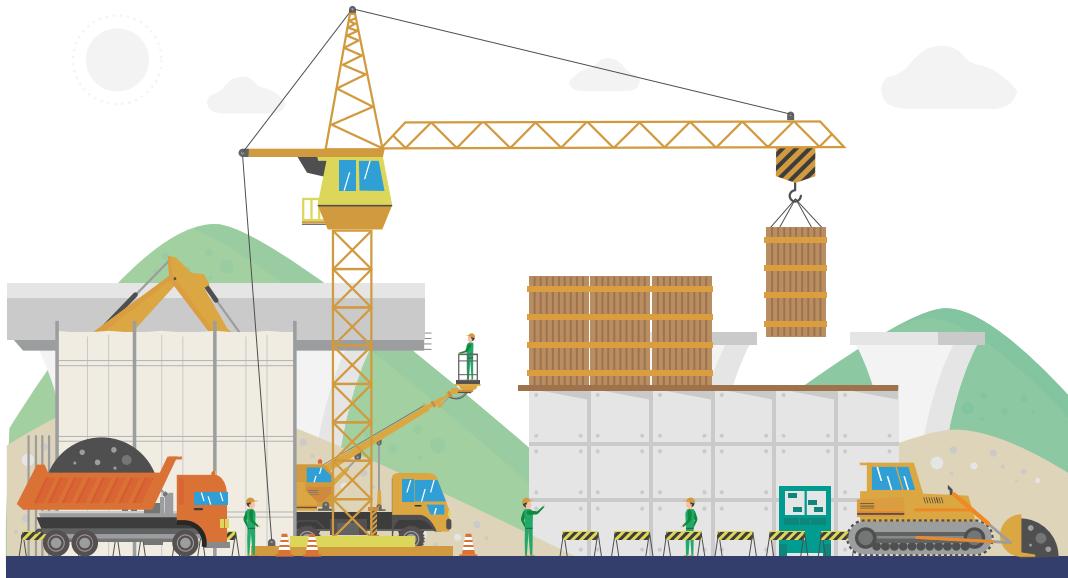


ワイド補償制度のご案内

当社のレンタル商品（車両・建設機械）には補償がセットされています。

万が一の時に安心、信用を提供します。

ベストで借りて作業能力もパワーアップ！



～心豊かな街・環境づくりをサポートする～

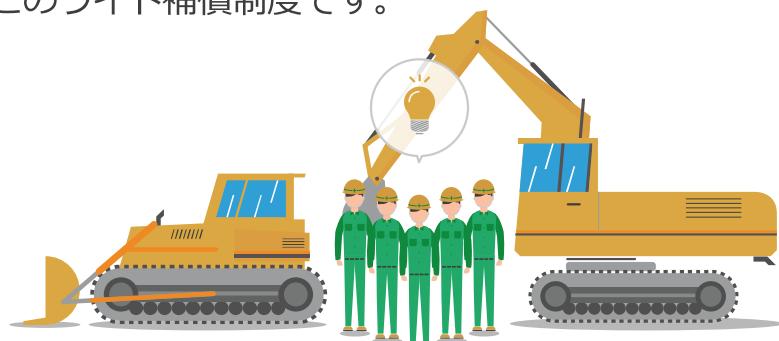
ベストレンタル株式会社

サポート



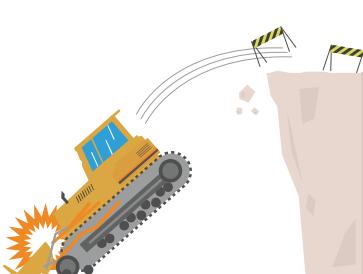
予測できない災害に、
小さなご負担で
大きな安心・安全をサポートします。

何時いかなる時に、事故が起こるかわかりません。現実に事故が起きたら、金銭的にも精神的にも大変な負担がかかります。
そこで少しでも皆様のお力になる為、小さな負担で大きな安心を提供させていただくのが、このワイド補償制度です。



動産補償

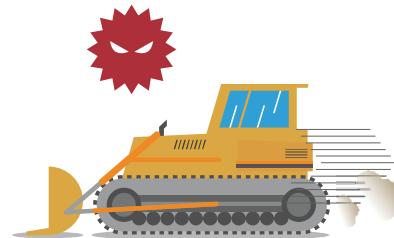
ナンバーのつかない、全てのレンタル商品に対応します。
破損・火災・水害・盗難事故などに対応。



転落によって機械が破損してしまった。

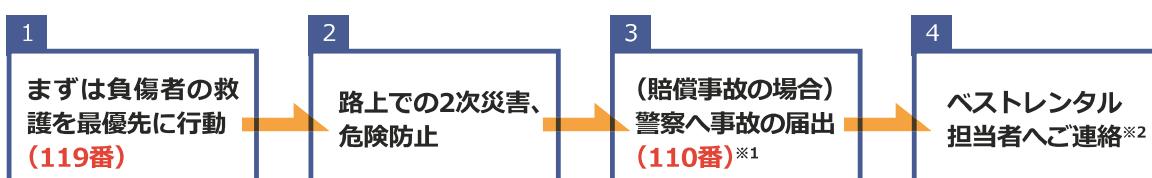


機械が火災で燃えてしまった。



機械が盗難にあってしまった。

事故が起きた場合は、下記手順にて対応をお願いします。



注意

※1 人身事故の場合、届出がないものは補償対象外となります。

※2 P13の営業所一覧を参照していただき、報告が遅くならないよう速やかにご連絡下さい。

補償内容の特徴

工事に関係のない第三者だけでなく、現場内での作業中や保管中の対人・対物事故に対応！

元請、下請さんが起こした事故も対象となります。^(注)

(注) 当社レンタル機械を使用時の事故に限定されます。

(お客様及びお客様の現場において同様の保険に加入されている場合は、その保険を優先させていただきます)

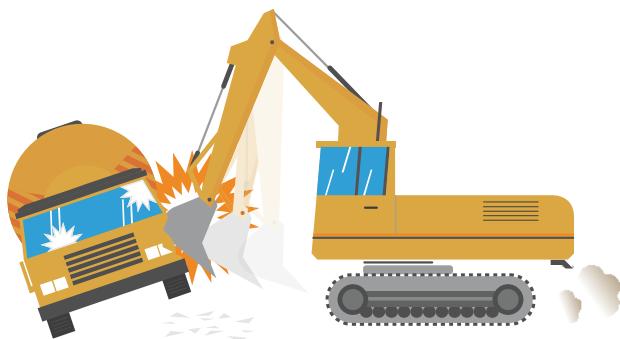
自走式機械賠償補償

.....

自走式機械（油圧ショベル・ブルドーザー等）による対人・対物事故に対応します。



現場内で、ブルドーザー運転中誤って他社作業員に接触し人身損害を与えてしました。



油圧ショベル運転中誤って他社ミキサー車にぶつけ損害を与えてしました。

自動車補償

.....

登録ナンバー付きのトラックなどの一般車両、高所作業車・ユニック車・散水車などの作業車両、ホイルローダーなどの建設機械対象。

また、対人・対物賠償、人身傷害補償、および車両補償に対応します。



特殊機械、超大型機あるいは特殊な使われ方の場合につきましては、別途料金を設定させて頂く場合があります。

安全対策

動産補償

事故が起きてしまう前に、
まずは安全対策を最優先にしましょう。

事故が起きた場合の免責金（お客様のご負担金）※4・5

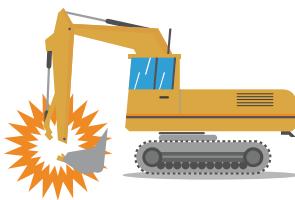
事故といっても、内容も違い、お客様の責任も違います。お客様のちょっとした不注意によって起こった事故と、安全に対しての意識が低いため起こした事故とでは、同じ補償料を頂いていても免責内容は違います。事故の内容によっては大きな免責金をご負担頂く場合、補償できない場合（有償修理）があります。あらかじめ十分ご確認いただきますようお願いいたします。

注) 同じ補償料の中で、お客様の公平を期すための制度です。ご理解の上ご了承ください。

機械損害が複数回の事故による損害

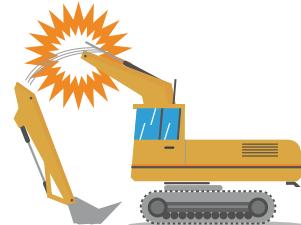
1回の事故につき、その都度所定の免責金額がかかります。例えば、朝前部を、夕方後部を破損した場合、2回の事故となります。

※詳細はP8をご覧ください



日常点検を怠った事による損害

ご使用の際、日常点検を励行してください。油圧ショベルにおけるロックボルトの点検漏れやグリスアップ不足が原因でアームシリンダーに損害があつた場合等。



ご負担金 = 修理費の 20 ~ 60%

水害（水災）事故による損害

台風、洪水、土砂崩れ、高潮等の水害による損害。

事前の安全対策をお願いいたします。



適切な場所に避難しておけば防げたと想定される損害は、人災と考えられます

1台につきご負担金 = 20万円※4

（事前の安全対策を怠った事による損害は補償対象外となります。詳細はP6をご覧ください）

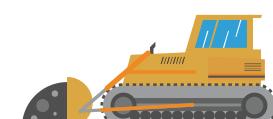
盗難事故による損害

※全国で盗難が相次いでおります。十分にご注意ください。



特定現場・特定業種の損害

次頁（P5）の「特定現場・特定業種の損害」に関し、様々な現場が考えられます。当社にご相談ください。



（対人・対物事故、盗難事故は補償対象です。
繰り返し事故は補償対象外となります。）

ご負担金 = 20万円又は修理費の40%～のいずれか高い方

注意

※3 損害額は税込金額とします。

・損害額とは、時価額又は修理費のいずれか低い方を指します

※4 上記以外のケースでも事故の内容によって、同等の免責金をご負担頂く場合があります。

また、損害額により免責金は異なります。詳細はP8、P12をご覧下さい。

補償対象外

補償対象外となるケースとは？

日頃から、安全に対して意識することが大切です。

事故が起きたら、お客様自身、時間や手間、お金が掛かってきます。金銭的には補償制度で補償されたとしても事故処理にかかる時間や手間は多く、物が壊れれば修理や交換のために作業が中断したり、第三者にけがをさせればお見舞い等に出向く必要が出てきます。また、下記のように、免責金を頂く場合や補償できない場合もあります。事故はいかなる時、起こるかわかりません。日頃から安全に対して意識し、作業点検を実施いただくことも大切です。

Case 1

無理乱暴使用による損害

極端に機械能力を超える扱いや、使用方法を明らかに違う使い方をして、損害を与えた場合。または、当然事故が起こると予測される場合。

注意

用途以外での使用禁止



Case 2

法令・使用基準違反事故による損害

セーフティを外して作業したり、高さ制限を超えた積載や、アウトリガーを張り出さずに機械を使用したなどの安全に対する配慮がなされていない場合。



※高さ制限3.8mを超える積載は禁止されています。

Case 3

無免許運転による損害

本来その機械を運転する為の免許を取得せず、運転して損害を起こした場合。

※P11の資格一覧をご覧ください。



Case 4

消耗品・設置部品などの損害

刃、つめ、履帯、ベルト、ピン、ガラス等、消耗品・部品・アタッチメント単独損害の場合。荷台の汚損、擦り傷などの長期使用によって起こる損害や、始業点検を怠った事により発生した損害等。

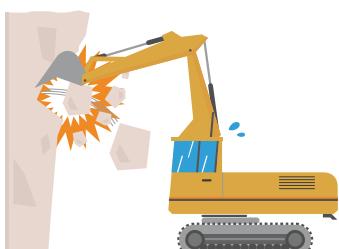


Case 5

特定現場・特定業種の損害

解体工事、トンネル工事、地下工事、碎石現場、船上作業など、あらかじめ損害が起こる可能性が高いと予測できる現場での損害。

※事前に必ずご相談ください。



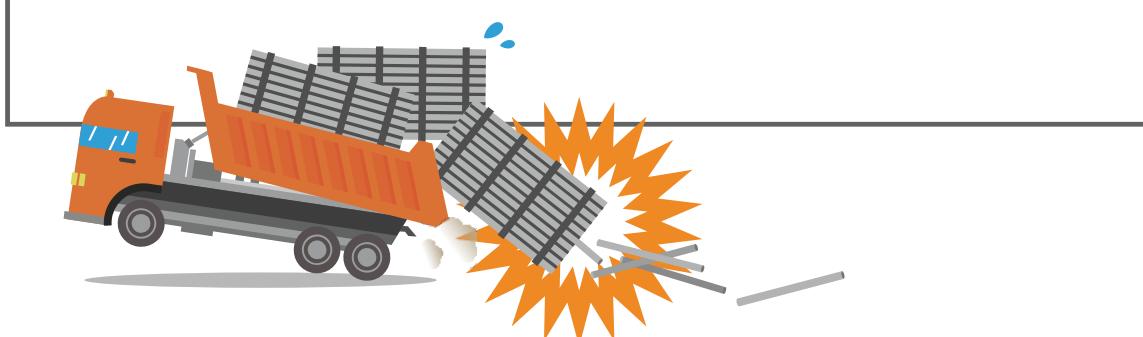
- 地震・津波・噴火による損害。
- 警察に未届けの盗難、また警察での扱いが紛失、置き忘れ等の扱いの場合。
- 酔い駆け、無免許、麻薬使用等による運転中の事故。
- 事故を起こした加害者と被害者が同じ勤務社内（派遣社員・パート含む）および下請会社等の場合。また、警察に届け出のない場合。（対人賠償）
- 事故を起こした加害者が会社の管理下にある財物を破損させた場合。（対物賠償）
- 第三者（他人）の財物使用不能損害（事故による店舗休業等）による間接損害。
- 河川、海、湖沼等の公共水域への環境汚染等
- 振動による事故及び、土地、地盤、地下水に関する損害。
- 騒音、埃、排気、排水による損害。
- 登録ナンバーのない車両で公道を走行中の事故。
- 道交法、労働安全基準で禁じられている行為を行っての事故。
- 詐欺、故意・重大な過失によるもの、及び本来の使用方法以外による損害が出た場合。
- 当社レンタル約款に違反して使用された場合。
- その他、当社契約の損害保険会社が対象外と認定した場合。

補償対象外 例

動産補償



- ・レンタル中の機械管理不足
(盗難防止装置切、鍵の保管不備)による盗難
- ・メーカーの指定する油脂類入れ間違えによる損害
- ・故障、自然摩耗、自然消耗または劣化による損害
(トランスミッション、クラッチ、タイヤ等)
- ・性質による変色、変質、さび、かび、腐食、浸食等、その他類似の事由による損害
- ・海水や波しぶき、高潮等による塩害
- ・風水害事故が予見できたのに事前の安全対策を怠った事による損害
- ・河川等でメーカーの指定する機械の安全許容範囲を超えて使用した損害
- ・重機吊り作業にてクレーンモードを切った状態で発生した事故
- ・高さ、重量、幅などの制限を超えて発生した事故(故意または重大な過失、法令違反)や道交法、労働安全基準で禁じられている行為により発生した事故
- ・当社レンタル約款に違反して使用した事により発生した事故

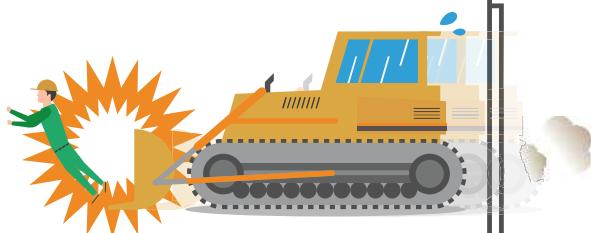


Q&A

こんなケースは補償対象？対象外？
具体例とあわせて確認してみましょう。

Q. 1

現場内で、ブルドーザー運転中、誤って他社の作業員に接触し、人身損害を与えてしました。このような場合は補償対象となりますか？



A

このワイド補償の特徴の1つです！

現場外の第三者(通行人等)に対してばかりでなく、現場内の人々(元請、他の下請会社の作業員等)も対象となります。

(※ただし、お客様と同じ会社に所属する人およびお客様の下請会社の従業員を死傷させた場合は対象外です。)

(注)お客様及びお客様の現場において同様の保険に加入されている場合、その保険を優先させていただきます。

Q. 2

- 現場内で、油圧ショベルを運転中、元請が設置した自動販売機を壊してしまった。
- 現場内で、油圧ショベルを運転中、別の下請の発電機を破壊してしまった。



A

この部分がワイド補償最大の特徴！

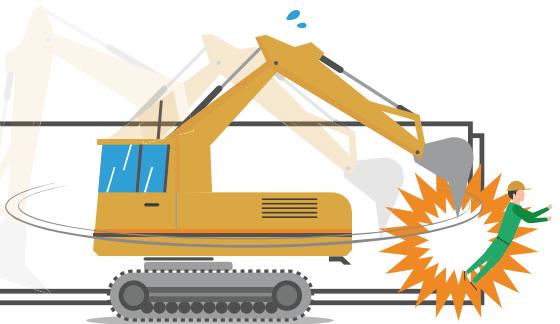
現場の外(隣家、電柱等)に対してばかりでなく、上記のような現場内の対物事故についても対象となります。

(ただし、お客様の会社が管理している物は対象外です。)

(注)お客様及びお客様の現場において同様の保険に加入されている場合、その保険を優先させていただきます。

Q. 3

油圧ショベルを旋回させたところ、同じ会社の従業員に接触し、ケガをさせてしまった。



A

この場合は同一社内間災害となりますので、賠償責任が発生いたしません。
従いまして補償制度の対象外となります。

Q. 4

免責金(自己負担金)についての詳しい内容とは？



A

「免責金」とは、お客様にお支払頂くご負担金のことを指します。

- ① 通常作業時での事故の場合のご負担金は1回につき20万円です。

Case.1 通常作業で機械横転により、多数箇所破損させ、高額(但し100万円未満)の修理費が掛かっても1回の事故なので、ご負担金は20万円です。

Case.2 朝前部、昼横部、夕方後部と機械を破損した場合、3回の事故となります。修理費が各々50万円、7万円、30万円(合計87万円)であったとすると、ご負担金は20万円+7万円+20万円(計47万円)となります。
 $(87万円 - 47万円 = 40万円)$ の補償

- ② 損害額により免責金(自己負担金)は異なります。

損害額100万円以上の場合…損害額の20%

損害額200万円以上の場合…損害額の30%～

但し、上記に限定しておりません。事故内容により別途ご相談させていただきます。

(注) 損害額は税込金額とします。

- ③ その他、日常点検不備、無理乱暴、目的外使用、盗難などの場合は、内容により
補償しない場合や、上記①②の場合より大きなご負担金を頂く場合もありますので、ご注意ください。

※詳細はP4をご覧ください。

注意

※5 1回の事故で複数の補償事故が発生した場合、それぞれに免責金がかかります。

自動車補償 - 補償内容 -

注) 当社レンタル車両を使用時の事故に限定されます

①対人・対物賠償補償

..... 運転中等の事故により他人を死亡させたり、ケガをさせてしまった場合や、他人の車や壆等の財物を壊してしまった等、法律上の損害賠償責任を負った場合に対応



②人身傷害補償

..... 搭乗中の事故によりケガや死亡した場合、後遺障害が生じた場合等に対応



③車両補償

..... 衝突、接触・火災・盗難等の事故により損害が生じた場合に対応



補償対象外

自動車補償の対象外となるケースとは？

Case 1

無免許運転による損害

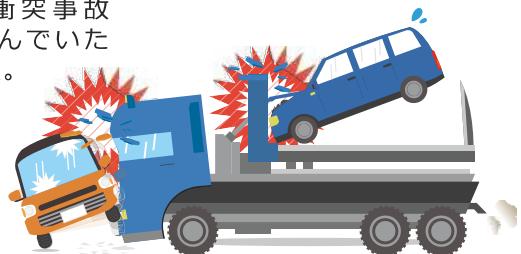
本来その車両を運転する為の免許を取得せず、運転して損害を起こした場合。



Case 2

航空機、船舶、車両などによる輸送中の損害

トラックで車両を輸送中に衝突事故が発生。積んでいた車両が破損。



補償対象外となるケース

- ・ タイヤ(チューブを含む)のみの損害
- ・ 故障、自然摩耗、消耗による損害
- ・ 地震・噴火・津波による損害
- ・ 現場から警察への届出を怠った場合
- ・ 酒酔い、無免許、薬物使用等による運転中の事故
- ・ 事故を起こした加害者と被害者が同じ勤務社内(派遣社員・パート含む)の場合(対人賠償)
- ・ 事故を起こした加害者が会社の管理下にある財物を破損させた場合(対物賠償)
- ・ 第三者(他人)の財物使用不能損害(事故による店舗休業等)による間接損害
- ・ 自動車に装着されていない付属品の単独事故
- ・ 偶発的な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的な故障損害
- ・ 道交法、労働安全基準で禁じられている行為を行っての事故
- ・ 詐欺・故意・重過失・法令違反によるもの及び、通常の使用方法以外の使用による損害
- ・ 当社レンタル約款及びレンタカー貸渡約款の条項違反によるもの
- ・ その他、当社契約の損害保険会社が対象外と認定した場合

資格一覧表

運転の資格など受講をご希望の方は、最寄りの当社営業所に相談ください。

機械区分	資格区分			公道上 運転資格
油圧ショベル(クローラ式)	機体質量 3t 未満	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	特別教育	
	機体質量 3t 以上	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	技能講習	
油圧ショベル(解体用機械)	機体質量 3t 未満	車両系建設機械(解体用)	特別教育	
	機体質量 3t 以上	車両系建設機械(解体用)	技能講習	
アームクレーン付 油圧ショベル	機体質量 3t 未満	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削) 小型移動式クレーン・玉掛	特別教育	
	機体質量 3t 以上	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削) 小型移動式クレーン・玉掛	技能講習	
ホイールローダー	機体質量 3t 未満	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	特別教育	小型特殊及び 大型特殊免許
	機体質量 3t 以上	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	技能講習	
ブルドーザー	機体質量 3t 未満	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	特別教育	
	機体質量 3t 以上	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	技能講習	
モータグレーダー	機体質量 3t 以上	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	技能講習	大型特殊免許
ガラパゴス(リテラ)	機体質量 3t 以上	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削) 小型移動式クレーン・玉掛	技能講習	
クローラダンプ / タイヤキャリア	最大積載量 1t 未満	不整地運搬車	特別教育	小型特殊及び 大型特殊免許
	最大積載量 1t 以上	不整地運搬車	技能講習	
ローラー (振動 / タイヤ / マカダム)	制限無し	締め固め用機械	特別教育	小型特殊及び 大型特殊免許
クローラクレーン	最大吊上荷重 0.5t 以上 1t 未満	小型移動式クレーン・玉掛	特別教育	
	最大吊上荷重 1t 以上 5t 未満	小型移動式クレーン・玉掛	技能講習	
クレーン付トラック	最大吊上荷重 1t 以上 5t 未満	小型移動式クレーン・玉掛	技能講習	中型免許
高所作業車	作業床高さ 2m 以上 10m 未満	高所作業車	特別教育	中型免許 (車両搭載車)
	作業床高さ 10m 以上	高所作業車	技能講習	
フォークリフト	最大荷重 1t 未満	フォークリフト	特別教育	小型特殊及び 大型特殊免許
	最大荷重 1t 以上	フォークリフト	技能講習	
ショベルローダー	最大積載量 1t 未満	ショベルローダー 等	特別教育	小型特殊及び 大型特殊免許
	最大積載量 1t 以上	ショベルローダー 等	技能講習	

※ クレーン作業に当たり、玉掛け作業者は吊り上げ荷重の区分により「玉掛け技能講習」「玉掛け特別教育」の修了証が必要です。

- ・ リテラは車両系建設機械と小型移動式クレーン・玉掛けの技能講習修了証が必要です。

補償内容・補償料一覧表

お客様に安心してレンタル機械を使用していただくために、補償内容をさらに充実して、万一の場合に備えた補償制度をご提供します。

補 償 制 度 の 内 容	① 対人賠償	運行・使用・管理中誤って第三者（他人）を死傷させた場合、補償します。				
	② 対物賠償	運行・使用・管理中誤って第三者（他人）の財物を破損させた場合、補償します。				
	③ 人身傷害	運行・使用・管理中誤って搭乗者が死傷した場合、補償します。				
	④ 動産及び車両補償	現場内において、火災、爆発、盗難、破損など偶然な事故による損害を補償します。 (免責金額は事故の内容および購入価格により異なります)				

対象車種			補償内容				1日あたりの補償料(円)	免責金(自己負担額)
			①対人	②対物	③人身傷害	④動産及び車両		
自動車	一般車両 作業車両	2tダンプ 4tダンプ 平ボディー車 トラックバン 等	無制限	無制限	最高 2,000万円	実損額	600～2,000	対物20万円 車両20万円
	建設機械	ホイルローダー ローラー 等	無制限	無制限	最高 2,000万円	実損額	800～1,000	対物20万円 車両20万円
ナンバー無し自走式機械	高所作業車	スカイタワー 等	1事故1億円 (1名5,000万円)	1,000万円		実損額	600～1,000	対物20万円 対人20万円 動産20万円
	建設機械	油圧ショベル ローラー クローラダンプ 等	1事故1億円 (1名5,000万円)	1,000万円		実損額	400～2,000	対物20万円 対人20万円 動産20万円

＜その他商品＞

対象商品		補償内容	1日あたりの補償料(円)	購入価格	免責金(自己負担額)	
					部分損(万円)	全損(万円)
機械類	発電機 コンプレッサ その他アタッチメント 小物機材類	実損額	50～300	5万円未満	1	2
				5～10万未満	2	4
				10～20万未満	3	6
				20～30万未満	4	8
				30～50万未満	5	10
その他	仮設ハウス トイレ類			50～100万未満	10	20

注意

※弊社が他社より借りて貸出している自動車及び機械・その他商品は、借入先の補償内容に準じます。

※市町村ナンバー付車両につきましては、ナンバー無し自走式機械に準じます。
移動等の公道走行中は補償対象外となります。

※損害額が100万円以上(税込)の場合は損害額の20%、損害額が200万円以上(税込)の場合は損害額の30%～を免責金としてご負担いただきます。

(事故内容により別途ご相談させていただきます)

※1回の事故で複数の補償事故が発生した場合、それぞれに免責金がかかります。

注意事項

補償制度加入にあたり注意していただくこと

重要事項

- お客様(元請、下請を含む)側で、現場の保険(請負業者賠償責任保険、土木、建設工事保険等)に加入、付保されている場合は現場の保険が最優先されます。**
- 被害者に対する損害賠償責任は当事者にあり、当社が責任を負うものではありません。
又、被害者との示談やお話し合いに当社は一切関与いたしません。
- 自走式機械賠償には示談交渉サービスはございません。被害者との交渉は直接当事者間で行っていただきます。
但し、賠償額の決定等には当社契約の損害保険会社の承認が必要となります。
承認なしに決定された賠償金で保険会社の基準を超過した分については対象外となります。
※自動車補償は示談交渉サービス付きです。
- 自走式機械賠償において、補償限度額を超過する部分の損害に対して、当社は一切の責任を負いません。
- 事故報告が著しく遅延した場合や、故意に間違った報告をされた場合、正当な理由がない限り補償対象外となります。
- 貸渡期間が2日以上になる場合には、日常点検はお客様が実施してください。
- 過失割合に関係なく発生した修理金額分の免責金はお客様のご負担となります。
- 当補償制度では休車料は含まれておりません。(別途必要)
- 貸渡期間中は稼働・休車にかかわらず補償料は全てご請求いたします。
- 補償料については別途、消費税を請求いたします。



～心豊かな街・環境づくりをサポートする～

ベストレンタル株式会社

		TEL	FAX
・本 社	〒 656-2153 兵庫県淡路市木曽上畑 94	0799-62-7676	0799-62-7722
・淡 路 支 店			
北淡路営業所	〒 656-2311 兵庫県淡路市久留麻 1889-1	0799-74-3633	0799-74-3733
南淡路営業所	〒 656-0304 兵庫県南あわじ市松帆古津路 840-1	0799-36-5560	0799-36-5565
洲 本 営 業 所	〒 656-0055 兵庫県洲本市大野字北ノ谷1682-1	0799-26-2244	0799-26-2277
・阪 神 支 店			
武庫川営業所	〒 660-0085 兵庫県尼崎市元浜町1丁目97-2	06-6419-8811	06-6419-0811
宝 塚 営 業 所	〒 665-0814 兵庫県宝塚市山本野里2丁目5-3	0797-82-2900	0797-82-2910
・神 戸 支 店			
神戸中央営業所	〒 652-0866 兵庫県神戸市兵庫区遠矢浜町6番地	078-652-8800	078-652-8801
小 野 営 業 所	〒 675-1325 兵庫県小野市樺山町字後ノ谷1471-52	0794-62-0555	0794-62-0645